

訪問看護ステーションぱりおん・訪問看護ステーションぱりおんサテライトぐりーん

重要事項説明書

1. 看護ステーションぱりおんの概要

(1) 訪問看護ステーションの名称・所在地・指定番号

名 称	認定特定非営利活動法人ホームホスピス宮崎 訪問看護ステーションぱりおん・訪問看護ステーションぱりおんサテライトぐりーん
所 在 地	宮崎市橘通東 3 丁目 1-31
電話番号	0985-72-8787
FAX 番号	0985-41-5480
介護保険指定番号	4570107781
医療保険指定番号	01,9055,7
管理者	久保野 イツ子 (クボノ イツコ)

(2) サービスを提供できる地域と種類

種 類	地 域
訪問看護	宮崎市 (その他の地域は要相談)

(3) 事業所の職員体制

	資 格	常 勤	非常勤
管 理 者	看護師	1	
サービス提供者	看護師・介護支援専門員		
	保健師	2	
	看護師	4	3
	准看護師	0	2
	理学療法士	1	
	作業療法士		
	言語聴覚士		
	精神保健福祉士		
	看護補助者 介護福祉士	0	
事 務	事務員	1	2
合 計		9	7

(4) 事業の目的

- ◇ 在宅療養中の方が、住み慣れた我が家で、必要なときに必要な看護サービスを受けることができ、安心して快適な生活が継続できるよう介護保険及び医療保険制度に基づき、訪問看護サービスを提供することを目的とします。

(5) 運営方針

- ◇ 利用者の「その人らしさ・人となり」を尊重し、尊厳を持った訪問看護サービスを提供いたします。
- ◇ 対話を大切にしたい関わりを行います。
- ◇ 誰でも気軽に利用できる、地域に根付いた訪問看護サービスを提供いたします。
- ◇ 医療・保健・介護・福祉等の多職種と連携し、協力と理解のもとに適切な運営を図ります。
- ◇ 心身の機能を維持・向上できるよう支援し、生活の質の向上に努めます。

(6) サービスを利用できる方（医師の指示書が必要）

- 病気や障がいなどで在宅療養をされている方（小児から高齢者まで）
- ◇ 介護保険で介護認定を受けられた方（要支援・要介護） ……介護保険の適応
- ◇ 介護認定で非該当の方 ……医療保険の適応
- ◇ 介護認定を受けられていない方 ……医療保険の適応
（一部さまざまな規定が設けられていますのでその都度ご相談下さい）
- ◇ 疾病の急性増悪などで主治医が特別な訪問を指示した場合 ……医療保険の適応
- ◇ がん等の悪性腫瘍、厚生労働大臣が定める疾患の方 ……医療保険の適応
- ◇ 精神科を標榜する医療機関からの精神科疾患の方 ……医療保険の適応

(7) サービスの内容

- ①病状の観察 ②身体の清潔 ③排尿や排便の介助 ④床ずれの予防と処置 ⑤栄養の管理
- ⑥内服薬の管理指導 ⑦カテーテル(管)等の管理 ⑧リハビリテーション ⑨ターミナル(終末期)の看護
- ⑩日常生活上のアドバイス ⑪家族介護のアドバイス ⑫介護保険、その他福祉制度利用の支援

(8) サービス提供時間

営業日	営 業 時 間
平 日	月曜日～金曜日 08：30～17：30
休 日	土曜日・日曜日・祝祭日 年末年始（12月29日～1月3日）

(9) その他

- ◇ 上記時間外においても訪問のご希望があればご相談に応じることが可能です。
- ◇ 24時間、緊急時訪問看護体制を整備しておりますので、必要時、いつでも訪問可能です。
 - ◇ 連絡方法
営業日、時間内 : 0985-72-8787（事務所）
営業日外・時間外 : 上記電話から当番の看護師の携帯電話に転送されます。

(10) サービスの停止

- ・利用料の滞納、拒否がある場合は訪問看護の中止、利用料の請求を行います。
- ・当事業所職員に対し、暴力、ハラスメント言動が認められた場合、サービスの停止を行います。
- ・従業員に感染症者が多数発生した場合、訪問を中止します。代替りのサービス事業所を速やかに手配いたします。

※ 実費

➤ 交通費

5 km 未満：100 円 5～10km 未満：200 円 10～20km 未満：300 円 20 km 以上：400 円
宮崎市外：要相談

➤ 介護用品及び衛生材料費は実費相当額

➤ 訪問看護と連携した死後の処置を行った場合：10,000 円。

➤ 1 日 3 回を超える訪問看護（医療保険）4 回目～1 回 5,000 円

➤ 病院（受診）の付き添い：2,000 円+訪問看護料

➤ ご家族の希望による死後の処置（看取り後の死後の処置）を行った場合：10,000 円

※ 他、要相談

※ 吸引器の貸し出し：1 日 300 円 血糖測定（当方の機器使用時）：1 回 100 円

(11) 料金のお支払い方法

➤ 集金

※ 原則、銀行引き落としとなります。

※ 希望により集金（現金）も可能です。

➤ 月末に締めて、次月の月初め（10 日頃）に請求書をお渡しいたします。

(12) その他

- ◇ ご利用者の都合によりお休みまたはキャンセルの場合は、お早めにご連絡ください。キャンセルの連絡なく看護師が訪問した場合、実費相当のお支払い頂きますのでご了承下さい（医療保険、介護保険での訪問看護時と同様）。
- ◇ 当ステーションの都合で訪問日時の変更等が生じた場合、前もってご連絡し調整いたします。
- ◇ また当事業所職員に対し、言動での暴力が認められた場合や訪問看護利用料の未払いがある場合はサービス提供を中止します。

2. 緊急時の対応方法

- ◇ 24 時間の緊急連絡体制をとっておりますので、いつでもご連絡して下さい。お電話で対応が難しいと思われる場合、看護師が訪問いたします。
- ◇ 訪問看護中に状態の変化など、緊急事態が発生した場合には主治医に連絡し往診を依頼、指示を仰ぎます。
- ◇ ご家族が不在の場合、また同居していない場合などは速やかにご連絡します。
※緊急連絡先：0985-72-8787（転送電話：当番の看護師に転送されます）

3. 情報（カルテ）開示について

- ◇ 情報の提供は、患者本人からの申請に基づき、患者本人への提供を原則といたします。但し、患者本人が合理的判断できない状態にある場合は又は未成年者の場合は次のその限りではありません。
- ◇ 情報の開示をご希望される場合には、ご相談ください。

4. 訪問の中止

- ◇ 利用料の滞納、拒否がある場合は訪問看護の中止、利用料の請求を行います。
- ◇ 当事業所職員に対し、暴力、ハラスメント言動が認められた場合、サービスの停止を行います。
- ◇ 従業員に感染症者が多数発生した場合、訪問を中止します。代替りのサービス事業所を速やかに手配いたします。

5. 虐待・身体拘束の防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等の為に、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。： 看護師 今東香奈
- (2) 虐待防止・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (3) 虐待防止・身体拘束等の適正化のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待防止・身体拘束等の適正化のための定期的な研修を実施する等の必要な措置を講じます。
- (5) 事業所は業所はご利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。
- (6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待等を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します
- (7) 事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。
- (8) やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、事前に十分な説明の上利用者又は家族等に同意を得るとともにその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録致します。

6. 感染対策の強化について

事業所において感染症等が発生し、または蔓延しないように次に掲げる措置を講じます。

- (1) 訪問看護職員等の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行います。
- (2) スタンダードプリコーション（標準予防策）を感染予防の基本指針とし感染予防に努めます。

(3) 感染症対策の指針を整備し、対策と検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。

(4) 職員に対し、感染症対策の研修を定期的実施するとともにシュミレーションを行います。

7. ハラスメントについて

事業所は適切なサービス提供を確保する観点から、職員に対する次に示すハラスメントの防止のために必要な措置を講じます。

- (1) 身体的な力を使って危害を及ぼす行為（回避して危害を免れた場合含む）
＜パワーハラスメント・カスタマーハラスメント他＞
- (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり貶めたりする行為
＜パワーハラスメント・カスタマーハラスメント他＞
- (3) 意に沿わない性的な誘いかけ、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ
＜セクシュアルハラスメント＞

8. 業務継続に向けた取組の強化について

- (1) 感染等や非常災害発生において利用者にたいする指定訪問看護の提供を継続的に実施するための及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画（業務継続計画）を策定し、当該事業業務計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

9. サービスに対する相談・苦情の窓口

- (1) 当訪問看護ステーション管理者 : 久保野イツ子 0985-72-8787
- (2) 当法人理事長 : 市原美穂 0985-53-6056
- (3) 当法人副理事長 : 久保野イツ子 0985-53-6056
- (3) 市町村の相談窓口・国民保険連合会の苦情相談窓口をご利用下さい。
 - ① 宮崎市 健康福祉部 介護長寿課 : 0985-21-1777
 - ② 国民健康保険団体連合会 : 0985-35-5301

10. 当法人の概要

- (1) 名称・法人の種別 認定特定非営利活動法人ホームホスピス宮崎
- (2) 代表者の役職・氏名 理事長 市原美穂
- (3) 法人事業
 - ◇ かあさんの家（曾師、生目台、月見ヶ丘）
 - ◇ 訪問介護ステーションぱりおん
 - ◇ みつばち診療所
 - ◇ 短期入所 leilei
 - ◇ 日中一時支援 ohana
 - ◇ 相談支援事業 luana
 - ◇ カフェ游椿 たちばな学舎
 - ◇ 在宅ホスピス支援センター事業
 - ◇ 啓発及び情報収集事業
 - ◇ 暮らしの保健室

令和 年 月 日

利用者名
(代理)

続柄

令和7年4月1日作成

<利用料金>

【介護保険】
<基本利用料> (単位)

<要介護>

	サービス内容		単位	自己負担額		
				1 割	2 割	3 割
訪問看護Ⅰ 1	看護師 ※1	20 分未満	314	31	63	94
訪問看護Ⅰ 2		30 分未満	471	47	94	141
訪問看護Ⅰ 3		30 分以上 1 時間未満	823	82	165	247
訪問看護Ⅰ 4		1 時間以上 1 時間 30 分未満	1128	113	226	338
訪問看護Ⅰ 5	リハビリ	20 分※2	294	29	59	88
		40 分 (20 分×2 回)	588	59	118	176
訪問看護 15・2 超		60 分 (20 分の 90/100×3)	794	79	159	238

<要支援>

	サービス内容		単位	自己負担額		
				1 割	2 割	3 割
予防訪問看護Ⅰ 1	看護師 ※1	20 分未満	303	30	61	91
予防訪問看護Ⅰ 2		30 分未満	451	45	90	135
予防訪問看護Ⅰ 3		30 分以上 1 時間未満	794	79	159	238
予防訪問看護Ⅰ 4		1 時間以上 1 時間 30 分未満	1090	109	218	327
予防訪問看護Ⅰ 5	リハビリ	20 分※2	284	28	57	85
		40 分 (20 分×2 回)	568	57	114	170
予防訪問看護 15・2 超		60 分 (20 分の 90/100×3)	767	77	153	230

※1：准看護師の場合は 90/100

※2：20 分以上を 1 回とし週 6 回が限度 利用開始月から 12 月を超えて訪問する場合は 1 回につき 5 単位減算

- 夜間(18 時～22 時)・早朝(6 時～8 時)の場合 (25%加算) 深夜(22 時～翌朝 6 時)の場合(50%加算)
- 定期巡回型介護(連携型) 2,961 円/月 (要介護 1～4) 3,761 円/月 (要介護 5)

【介護保険】(要介護・要支援)

<加算>

(単位/月)

サービスコード	サービス内容	自己負担額			
		単位	1 割	2 割	3 割
緊急時訪問看護加算 (Ⅰ)	24 時間連絡体制にあつて必要に応じて緊急時に訪問した場合	600	60 円	120 円	180 円
緊急時訪問看護加算 (Ⅱ)		574	57 円	115 円	172 円
訪問看護特別管理加算 (Ⅰ)	・在宅悪性腫瘍若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている ・気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している ・上記の利用者に計画的な管理を行った場合	500	50 円	100 円	150 円
訪問看護特別管理加算 (Ⅱ)	・自己腹膜灌流、血液透析、酸素療法、中心静脈栄養法、経管栄養法、自己導尿、持続陽圧呼吸療法、自己疼痛管理、肺高血圧症患者指導管理を受けている ・人工肛門又は人工膀胱を設置している ・真皮を越える褥創 ・点滴注射を週 3 日以上行う必要がある 上記利用者に計画的な管理を行った場合	250	25 円	50 円	75 円
長時間訪問看護加算 /日	特別な管理が必要とする利用者に対して 1 時間 30 分を超えて訪問看護を提供した場合	300	30 円	60 円	90 円
訪問看護初回加算 (Ⅰ)	新たに訪問看護計画書を作成した場合 退院・退所した日に訪問看護を実施した場合	350	35 円	70 円	105 円
訪問看護初回加算 (Ⅱ)	退院・退所した翌日以降に訪問看護を実施した場合	300	30 円	60 円	90 円

訪問看護退院時共同指導加算		退院するに当たり、主治医その他職員と共同し、在宅での療養上必要な指導を行い、内容を文書により提供した場合 ※ただし、特別な管理（上記特別管理加算参照）を必要とする場合は2回／月	600	60 円	120 円	180 円	
複数名訪問看護加算（Ⅰ）		複数の看護師等がサービスを行った場合（1回につき）	30分未満	254	25 円	51 円	76 円
			30分以上	402	40 円	80 円	121 円
複数名訪問看護加算（Ⅱ）		看護師等と看護補助者がサービスを行った場合（1回につき）	30分未満	201	20 円	40 円	60 円
			30分以上	317	32 円	63 円	95 円
訪問看護ターミナルケア加算		亡くなった日を含め14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合	2,500	250 円	500 円	750 円	
看護・介護職員連携強化加算		介護職員が喀痰吸引等を実施する事を支援する場合	250	25 円	50 円	75 円	
看護体制強化加算（Ⅱ）	介護	事業所が提供するサービスの質を上げる為の取り組みを行っている事の評価	200	20 円	40 円	60 円	
	予防		100	10 円	20 円	30 円	
看護体制強化加算（Ⅰ）			550	55 円	110 円	165 円	
専門管理加算		専門の看護師が訪問した場合	250	25 円	50 円	75 円	
遠隔死亡診断補助加算		情報通信機器を用いた死亡診断の補助を行った場合	150	15 円	30 円	45 円	
口腔連携強化加算		口腔衛生状態や口腔機能の評価の実施、歯科医療機関及び介護支援専門員へ情報提供を行った場合	50	5 円	10 円	15 円	
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）		提供するサービスの質を上げるための取り組みを行っていることを評価する加算 （1回につき）	6	0.6 円	1.2 円	1.8 円	
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）			3	0.3 円	0.6 円	0.9 円	

【その他】

- ◇ 上記料金の算定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者の居宅支援計画に定められた目安を基準とします。利用者の状態に応じてケア内容に変更が生じた場合、利用者および介護支援専門員の了解の下で居宅支援計画が変更される場合があります。
- ◇ その他の費用
 - ※ 介護保険での給付範囲を越えた部分のサービス利用料金は、全額自己負担
 - ※ その他、オムツ、ガーゼなどは実費
 - ※ 死後の処置を行う場合、10,000 円（実費となります）
 - ※ ご連絡なくキャンセルにて看護師が訪問した場合、規定の交通費が発生

【医療保険】（単位：円）
《訪問看護基本料金》

＜月の初日の訪問の場合＞

	訪問看護基本療養費（Ⅰ）	機能強化型訪問看護管理療養費 3	費用総額	負担額		
				1 割	2 割	3 割
看護師	5,550 円	8,700 円	14,250 円	1,425 円	2,850 円	4,275 円
准看護師	5,050 円		13,750 円	1,375 円	2,750 円	4,125 円
リハビリ職	5,550 円		14,250 円	1,425 円	2,850 円	4,275 円

＜月の 2 日目以降 1 日につき＞訪問看護基本療養費＋管理療養費（2 日目以降）

	訪問看護基本療養費（Ⅰ）		管理療養費	費用総額	負担額		
					1 割	2 割	3 割
週 3 日目まで	看護師	5,550 円	3,000 円	8,550 円	855 円	1,710 円	2,565 円
	准看護師	5,050 円		8,050 円	805 円	1,610 円	2,415 円
	リハビリ職	5,550 円		8,550 円	855 円	1,710 円	2,565 円
週 4 日目以降	看護師	6,550 円	3,000 円	9,550 円	955 円	1,910 円	2,865 円
	准看護師	6,050 円		9,050 円	905 円	1,810 円	2,715 円
	リハビリ職	5,550 円		8,550 円	855 円	1,710 円	2,565 円

＜同一日に同一建物の居住者へ訪問する場合（2 人までの場合）の 1 日につき＞訪問看護療養費（Ⅱ）＋管理療養費

	訪問看護基本療養費（Ⅱ）		管理療養費	費用総額	負担額		
					1 割	2 割	3 割
同一建物に 2 人まで （週 3 日目まで）	看護師	5,550 円	3,000 円	8,550 円	855 円	1,710 円	2,565 円
	准看護師	5,050 円		8,050 円	805 円	1,610 円	2,415 円
	リハビリ職	5,550 円		8,550 円	855 円	1,710 円	2,565 円
同一建物に 2 人まで 週 4 日目以降	看護師	6,550 円	3,000 円	9,550 円	955 円	1,910 円	2,865 円
	准看護師	6,050 円		9,050 円	905 円	1,810 円	2,715 円
	リハビリ職	5,550 円		8,550 円	855 円	1,710 円	2,565 円

＜同一日に同一建物の居住者へ訪問する場合（3 人以上の場合）の 1 日につき＞ 訪問看護療養費（Ⅱ）＋管理療養費

	訪問看護基本療養費（Ⅱ）		管理療養費	費用総額	負担額		
					1 割	2 割	3 割
・ 同一建物に 3 人以上 （週 3 日目まで）	看護師	2,780 円	3,000 円	5,785 円	579 円	1,157 円	1,736 円
	准看護師	2,530 円		5,530 円	553 円	1,106 円	1,659 円
	リハビリ職	2,780 円		5,785 円	579 円	1,157 円	1,736 円
・ 同一建物に 3 人以上 週 4 日目以降	看護師	3,280 円	3,000 円	6,280 円	628 円	1,256 円	1,884 円
	准看護師	3,030 円		6,030 円	603 円	1,206 円	1,809 円
	リハビリ職	2,780 円		5,785 円	579 円	1,157 円	1,736 円

		費用総額	負担額		
			1 割	2 割	3 割
訪問看護基本療養費（Ⅲ） ／回	在宅に向けて外泊をしている入院患者のうち 別表第七・八に掲げる者・若しくは外泊に当 たり訪問看護が必要であると認められたもの	8,500 円	850 円	1,700 円	2,550 円

※在宅療養に備えた一時的な外泊に当たり、訪問看護が必要と認められたものは入院中に限り 1 回・別表第七・八に掲げるものについては 2 回算定可能

《訪問看護加算》（円）

			自己負担額			
			費用総額	1割	2割	3割
難病等複数回訪問加算 （同一建物に2人以下の場合）／日	特別訪問看護指示書にかかるもの別表第七・八に掲げる者の場合に算定	2回／日	4,500円	450円	900円	1350円
		3回以上／日	8,000円	800円	1,600円	2,400円
難病等複数回訪問加算 （同一建物に3人以上の場合）／日		2回／日	4,000円	400円	800円	1,200円
		3回以上／日	7,200円	720円	1,440円	2,160円
緊急訪問看護加算　／日	利用者やその家族等の緊急の求めに応じて、その主治医の指示に基づき、緊急に計画外の訪問看護を行った場合に1日につき1回限り算定	月14日目まで	2,650円	265円	530円	795円
		月15日目以降	2,000円	200円	400円	600円
長時間訪問看護加算 ／日	特別訪問看護指示書にかかるもの別表第七・八に掲げる者で長時間の訪問を要する者に対し、1回の訪問看護の時間が90分を超えた場合に週1日（15歳未満の超重症児又は準超重症児の場合にあっては週3日）を限度として算定		5,200円	520円	1,040円	1,560円
乳幼児加算 ／日	6歳未満の乳幼児に対して訪問看護を行った場合、1日につき算定	超重症児又は準超重症児・別表七・八に掲げるもの	1,800円	180円	360円	540円
		その他	1,300円	130円	260円	390円
複数名訪問看護加算 （同一建物に2人以下） ／日	利用者又はその家族の同意を得て、同時に複数の看護師等が訪問看護を行った場合に算定	看護師等（1回／W）	4,500円	450円	900円	1350円
		准看護師（1回／W）	3,800円	380円	760円	1,140円
		看護補助者（1回の訪問／日）	3,000円	300円	600円	1,800円
		（2回の訪問／日）	6,000円	600円	1,200円	1,800円
		（3回の訪問／日）	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円
複数名訪問看護加算 （同一建物に3人以上） ／日		看護師等（1回／W）	4,000円	400円	800円	1,200円
		准看護師（1回／W）	3,400円	340円	680円	1,020円
		看護補助者（1回の訪問／日）	2,700円	270円	540円	810円
		（2回の訪問／日）	5,400円	540円	1,080円	1,620円
		（3回の訪問／日）	9,000円	900円	1,800円	2,700円
夜間・早朝訪問看護加算	午前6時～午前8時・午後6時～午後10時までの時間帯に訪問看護を行った場合に算定		2,100円	210円	420円	630円
深夜訪問看護加算	午後10時～午前6時までの時間帯に訪問看護を行った場合に算定		4,200円	420円	840円	1,260円
24時間対応体制加算 ／月	常時対応できる体制にあり、利用者の同意を得た場合に、月1回に限り算定		6,800円	680円	1,360円	2,040円
特別管理加算（Ⅰ） ／月	特別な管理を必要とする利用者に対して訪問看護実施に関する計画的な管理を行った場合に、利用者の状態に応じ月1回に限り算定	・在宅悪性腫瘍若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている・気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している	5,000円	500円	1,000円	1,500円
特別管理加算（Ⅱ） ／月		重症度の低い利用者　在宅酸素	2,500円	250円	500円	750円
退院時共同指導加算 ／回	在宅での療養上必要な指導を病院と共同で行い、その内容を文書により提供した場合に、退院日に初回の訪問看護の実施時に1回に限り算定 ※厚生労働大臣が定める疾病等には2回算定可能		8,000円	800円	1,600円	2,400円
特別管理指導加算 ／回	退院時共同指導加算を算定する利用者のうち、特定の状態にある利用者に対して退院時共同指導を行う時に算定できる加算		2,000円	200円	400円	600円

退院支援指導加算 ／月	退院日に在宅での療養上必要な指導を行った場合に、退院日の翌日以降初日の訪問看護の実施日に1回に限り算定 ※長時間の訪問を要するものに関して	6,000 円 ※8,400 円	600 円	1,200 円	1,800 円
在宅患者連携指導加算 ／月	利用者又はその家族の同意を得て、保険医療機関と情報の共有を行うとともに、共有された情報を踏まえて療養上必要な指導を行った場合に月1回に限り算定	3,000 円	300 円	600 円	900 円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算 ／月	状態の急変や診療方針の変更等に伴い、開催されたカンファレンスに参加して、共同で利用者や家族に対し療養上必要な指導を行った場合に月2回に限り算定	2,000 円	200 円	400 円	600 円
情報提供療養費 ／月	利用者の同意を得て、市町村・保健所等に対して、当該市町村からの求めに応じ、訪問看護の状況を文書にて、保健福祉サービスに必要な情報を提供した場合に、月1回に限り算定	1,500 円	150 円	300 円	450 円
看護・介護職員連携指導強化加算 ／月	喀痰吸引等を行う『登録特定行為事業者』として登録している訪問介護事業所と連携し、訪問介護員が喀痰吸引等を実施することを支援することで算定	2,500 円	250 円	500 円	750 円
訪問看護医療 DX 情報活用加算 ／月	オンライン資格確認により利用者の診療情報を取得し訪問看護の実施時間に関する計画的な管理を行う	50 円	5 円	10 円	15 円
訪問看護ベースアップ評価料	医療関係職種に対する賃上げを実施するための評価	780 円	78 円	156 円	234 円
ターミナルケア療養費 1 (在宅または特別養護老人ホーム等)	在宅での終末期の看護の提供を行った場合、また主治医の指示により、利用者の死亡前 14 日以内に2回以上訪問看護を行い、かつ、訪問看護におけるターミナルケアの支援体制について、利用者及びその家族等 に対して説明したうえでターミナルケアを行った場合に算定	25,000 円	2,500 円	5,000 円	7,500 円
ターミナルケア療養費 2 (特別養護老人ホーム等で看取り介護加算を未算定)		10,000 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円

【医療保険】精神科（単位：円）

《基本料金》

精神科訪問看護基本療養費（Ⅰ）：同一建物居住者以外に対して精神科訪問看護を行った場合

精神科訪問看護基本療養費（Ⅲ）：同一建物居住者に対して精神科訪問看護を行った場合

＜月の初日の訪問の場合＞

		精神科訪問看護基本療養費 （Ⅰ）・（Ⅲ）	機能強化型訪問看護管理療養費 3	費用総額	負担額		
					1 割	2 割	3 割
30分以上	保健師 看護師 作業療法士	5,550 円	8,700 円	14,250 円	1,425 円	2,850 円	4,275 円
	准看護師	5,050 円		13,750 円	1,375 円	2,750 円	4,125 円
30分未満	保健師 看護師 作業療法士	4,250 円	8,700 円	12,950 円	1,295 円	2,590 円	3,885 円
	准看護師	3,870 円		12,570 円	1,257 円	2,514 円	3,771 円

【月の2日目以降】

＜同一建物居住者以外に訪問する場合＞

精神科訪問看護基本療養費（Ⅰ）＋管理療養費（2日目以降）

＜同一日に同一建物の居住者へ訪問する場合（週3日目まで）＞

精神科訪問看護基本療養費（Ⅲ）＋管理療養費（2日目以降）

		精神科訪問看護基本療養費 （Ⅰ）or（Ⅲ）	管理療養費	費用総額	負担額		
					1 割	2 割	3 割
週3日目まで （同一建物に同一日に 2人まで）	保健師 看護師 作業療法士 准看護師	5,550 円／回（30分以上）	3,000 円／日	8,550 円	855 円	1,710 円	2,565 円
		4,250 円／回（30分未満）		7,250 円	725 円	1,450 円	2,175 円
		5,050 円／回（30分以上）		8,050 円	805 円	1,610 円	2,415 円
		3,870 円／回（30分未満）		6,870 円	687 円	1,374 円	2,061 円
週3日目まで （同一建物に同一日に 3人以上）	保健師 看護師 作業療法士 准看護師	2,780 円／回（30分以上）	3,000 円／日	5,780 円	578 円	1,156 円	1,734 円
		2,130 円／回（30分未満）		5,130 円	513 円	1,026 円	1,539 円
		2,530 円／回（30分以上）		5,530 円	553 円	1,106 円	1,659 円
		1,940 円／回（30分未満）		4,940 円	494 円	988 円	1,482 円

＜同一建物居住者以外に訪問する場合＞

精神科訪問看護基本療養費（Ⅰ）＋管理療養費（2日目以降）

＜同一日に同一建物の居住者へ訪問する場合（週4日目以降）＞

精神科訪問看護療養費（Ⅲ）＋管理療養費（2日目以降）

		精神科訪問看護基本療養費 （Ⅰ）or（Ⅲ）	管理療養費	費用総額	負担額		
					1 割	2 割	3 割
週4日目以降 （同一建物に同一日に 2人まで）	保健師 看護師 作業療法士 准看護師	6,550 円／回（30分以上）	3,000 円／日	9,550 円	955 円	1,910 円	2,865 円
		5,100 円／回（30分未満）		8,100 円	810 円	1,620 円	2,430 円
		6,050 円／回（30分以上）		9,050 円	905 円	1,810 円	2,715 円
		4,720 円／回（30分未満）		7,720 円	772 円	1,444 円	2,216 円
週4日目以降 （同一建物に同一日に 3人以上）	保健師 看護師 作業療法士 准看護師	3,280 円／回（30分以上）	3,000 円／日	6,280 円	628 円	1,256 円	1,884 円
		2,550 円／回（30分未満）		5,550 円	555 円	1,110 円	1,665 円
		3,030 円／回（30分以上）		6,030 円	603 円	1,206 円	1,809 円
		2,360 円／回（30分未満）		5,360 円	536 円	1,072 円	1,608 円

		費用総額	負担額		
			1 割	2 割	3 割
精神科訪問看護基本療養費（Ⅳ）	在宅に向けて外泊をしている入院患者のうち別表第七・八に掲げる者・若しくは外泊に当たり訪問看護が必要であると認められたもの	8,500 円	850 円	1,610 円	2,550 円

※在宅療養に備えた一時的な外泊に当たり、訪問看護が必要と認められたものは入院中に限り1回・別表第七・八に掲げるものについては2回算定可能

【医療保険】（単位：円）
 ≪精神科訪問看護加算≫（円）

				自己負担割合		
		費用総額		1 割	2 割	3 割
精神科難病等複数回訪問加算 （同一日に同一建物に2人までの場合）／日	精神科特別訪問看護指示書にかかるもの別表第七・八に掲げる者の場合に算定	2回／日	4,500円	450円	900円	1,350円
		3回以上／日	8,000円	800円	1,600円	2,400円
精神科難病等複数回訪問加算 （同一日に同一建物に3人以上の場合）		2回／日	4,000円	400円	800円	1,200円
		3回以上／日	7,200円	720円	1,440円	2,160円
精神科緊急訪問看護加算 1回／日	利用者やその家族等の緊急の求めに応じて、その主治医の指示に基づき、緊急に計画外の訪問看護を行った場合に1日につき1回限り算定	月14日目まで	2,650円	265円	530円	795円
		月15日目以降	2,000円	200円	400円	600円
長時間精神科訪問看護加算 ／日	特別訪問看護指示書にかかるもの別表第七・八に掲げる者で長時間の訪問を要する者に対し、1回の訪問看護の時間が90分を超えた場合に週1日を限度として算定		5,200円	520円	1,040円	1,560円
精神科複数名訪問看護加算 （同一日に同一建物に2人以下）／日	利用者又はその家族の同意を得て、同時に複数の看護師等が精神科訪問看護を30分以上行った場合に算定 ※看護補助者が同行の場合は週に1日限り算定	看護師等（1回/日）	4,500円	450円	900円	1,350円
		（2回/日）	9,000円	900円	1,800円	2,700円
		（3回以上/日）	14,500円	1,450円	2,900円	4,350円
		准看護師（1回/日）	3,800円	380円	760円	1,140円
		（2回/日）	7,600円	760円	1,520円	2,280円
		（3回以上/日）	12,400円	1,240円	2,480円	3,720円
		看護補助者	3,000円	300円	600円	900円
精神科複数名訪問看護加算 （同一日に同一建物に3人以上）／日		看護師等（1回/日）	4,000円	400円	800円	1,200円
		（2回/日）	8,100円	810円	1,620円	2,430円
		（3回以上/日）	13,000円	1,300円	2,600円	3,900円
		准看護師（1回/日）	3,400円	340円	680円	1,020円
		（2回/日）	6,800円	680円	1,360円	2,040円
		（3回以上/日）	11,200円	1,120円	2,240円	3,360円
		看護補助者	2,700円	270円	540円	810円
夜間・早朝訪問看護加算	午前6時～午前8時・午後6時～午後10時までの時間帯に訪問看護を行った場合に算定		2,100円	210円	420円	630円
深夜訪問看護加算	午後10時～午前6時までの時間帯に訪問看護を行った場合に算定		4,200円	420円	840円	1,260円
24時間対応体制加算 ／月	常時対応できる体制にあり、利用者の同意を得た場合に、月1回に限り算定		6,800円	680円	1,360円	2,040円
特別管理加算（Ⅰ） 1回／月	特別な管理を必要とする利用者に対して訪問看護実施に関する計画的な管理を行った場合に、利用者の状態に応じ月1回に限り算定	・在宅悪性腫瘍若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている ・気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している	5,000円	500円	1,000円	1,500円
特別管理加算（Ⅱ） 1回／月		重症度の低いもの 在宅酸素等	2,500円	250円	500円	750円
退院時共同指導加算	在宅での療養上必要な指導を病院と共同で行い、その内容を文書により提供した場合に、初日の訪問看護の実施時に1回に限り算定		8,000円	800円	1,600円	2,400円
特別管理指導加算 ／回	退院時共同指導加算を算定する利用者のうち、特定の状態にある利用者に対して退院時共同指導を行う時に算定できる加算		2,000円	200円	400円	600円
退院支援指導加算 ／回	退院日に在宅での療養上必要な指導を行った場合に、退院日の翌日以降初日の訪問看護の実施日に1回に限り算定		6,000円	600円	1,200円	1,800円

在宅患者連携指導加算 1 回／月	利用者又はその家族の同意を得て、保険医療機関と情報の共有を行うとともに、共有された情報を踏まえて療養上必要な指導を行った場合	3,000 円	300 円	600 円	900 円	
在宅患者緊急時等カンファレンス加算 ／回	状態の急変や診療方針の変更等に伴い、開催されたカンファレンスに参加して、共同で利用者や家族に対し療養上必要な指導を行った場合に月 2 回に限り算定	2,000 円	200 円	400 円	600 円	
情報提供療養費 1 回／月	利用者の同意を得て、市町村・保健所等に対して、当該市町村からの求めに応じ、訪問看護の状況を文書にて、保健福祉サービスに必要な情報を提供した場合	1,500 円	150 円	300 円	450 円	
精神科重症患者支援管理連携加算	病院から在宅療養に移行できるよう推進する観点から、精神疾患の病状が不安定な患者等を対象に訪問看護ステーションの職員が保険医療機関と連携して行う訪問看護を評価するための加算 ① 1 年以上の入院歴を有するもの ② GAF40 以下のもの	①+②の両方に該当	8,400 円	840 円	1,680 円	2,520 円
		①又は②のいずれかに該当	5,800 円	580 円	1160 円	1,740 円
ターミナルケア療養費 1 (在宅または特別養護老人ホーム等)	在宅での終末期の看護の提供を行った場合、また、主治医の指示により、利用者の死亡前 14 日以内に 2 回以上訪問看護を行い、かつ、訪問看護におけるターミナルケアの支援体制について、利用者及びその家族等 に対して説明したうえでターミナルケアを行った場合に算定	25,000 円	2,500 円	5,000 円	7,500 円	
ターミナルケア療養費 2 (特別養護老人ホーム等で看取り介護加算を未算定)		10,000 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円	
訪問看護ベースアップ評価料	医療関係職種に対する賃上げを実施するための評価	780 円	78 円	156 円	234 円	
訪問看護医療 DX 情報活用加算 ／月	オンライン資格確認により利用者の診療情報を取得し訪問看護の実施時関する計画的な管理を行う	50 円	5 円	10 円	15 円	

認定 NPO 法人ホームホスピス宮崎

訪問看護ステーションぱりおん・訪問看護ステーションぱりおんサテライトぐりーん

重要事項説明書

1. 看護ステーションぱりおんの概要

(1) 訪問看護ステーションの名称・所在地・指定番号

名 称	認定特定非営利活動法人ホームホスピス宮崎 訪問看護ステーションぱりおん・訪問看護ステーションぱりおんサテライトぐりーん
所 在 地	宮崎市橘通東3丁目1-31
電話番号	0985-72-8787
FAX 番号	0985-41-5480
介護保険指定番号	4570107781
医療保険指定番号	01,9055,7
管理者	久保野 イツ子 (クボノ イツコ)

(2) サービスを提供できる地域と種類

種 類	地 域
訪問看護	宮崎市 (その他の地域は要相談)

(3) 事業所の職員体制

	資 格	常 勤	非常勤
管 理 者	看護師	1	
サービス提供者	看護師・介護支援専門員		
	保健師	2	
	看護師	4	3
	准看護師	0	2
	理学療法士	1	
	作業療法士		
	言語聴覚士		
	精神保健福祉士		
	看護補助者 介護福祉士	0	
事 務	事務員	1	1
合 計		9	7

(4) 事業の目的

- ◇ 在宅療養中の方が、住み慣れた我が家で、必要なときに必要な看護サービスを受けることができ、安心して快適な生活が継続できるよう介護保険及び医療保険制度に基づき、訪問看護サービスを提供することを目的とします。

(5) 運営方針

- ◇ 利用者の「その人らしさ・人となり」を尊重し、尊厳を持った訪問看護サービスを提供いたします。
- ◇ 対話を大切にしたい関わりを行います。
- ◇ 誰でも気軽に利用できる、地域に根付いた訪問看護サービスを提供いたします。
- ◇ 医療・保健・介護・福祉等の多職種と連携し、協力と理解のもとに適切な運営を図ります。
- ◇ 心身の機能を維持・向上できるよう支援し、生活の質の向上に努めます。

(6) サービスを利用できる方（医師の指示書が必要）

- 病気や障がいなどで在宅療養をされている方（小児から高齢者まで）
- ◇ 介護保険で介護認定を受けられた方（要支援・要介護） ……介護保険の適応
- ◇ 介護認定で非該当の方 ……医療保険の適応
- ◇ 介護認定を受けられていない方 ……医療保険の適応
（一部さまざまな規定が設けられていますのでその都度ご相談下さい）
- ◇ 疾病の急性増悪などで主治医が特別な訪問を指示した場合 ……医療保険の適応
- ◇ がん等の悪性腫瘍、厚生労働大臣が定める疾患の方 ……医療保険の適応
- ◇ 精神科を標榜する医療機関からの精神科疾患の方 ……医療保険の適応

(7) サービスの内容

- ①病状の観察 ②身体の清潔 ③排尿や排便の介助 ④床ずれの予防と処置 ⑤栄養の管理
- ⑥内服薬の管理指導 ⑦カテーテル(管)等の管理 ⑧リハビリテーション ⑨ターミナル(終末期)の看護
- ⑩日常生活上のアドバイス ⑪家族介護のアドバイス ⑫介護保険、その他福祉制度利用の支援

(8) サービス提供時間

営業日	営業時間
平日	月曜日～金曜日 08:30～17:30
休日	土曜日・日曜日・祝祭日 年末年始（12月29日～1月3日）

(9) その他

- ◇ 上記時間外においても訪問のご希望があればご相談に応じることが可能です。
- ◇ 24時間、緊急時訪問看護体制を整備しておりますので、必要時、いつでも訪問可能です。
 - ◇ 連絡方法
営業日、時間内 : 0985-72-8787（事務所）
営業日外・時間外 : 上記電話から当番の看護師の携帯電話に転送されます。

(10) サービスの停止

- ・利用料の滞納、拒否がある場合は訪問看護の中止、利用料の請求を行います。
- ・当事業所職員に対し、暴力、ハラスメント言動が認められた場合、サービスの停止を行います。
- ・従業員に感染症者が多数発生した場合、訪問を中止します。代替りのサービス事業所を速やかに手配いたします。

※ 実費

➤ 交通費

5km未満：100円 5～10km未満：200円 10～20km未満：300円 20km以上：400円

宮崎市外：要相談

➤ 介護用品及び衛生材料費は実費相当額

➤ 訪問看護と連携した死後の処置を行った場合：10,000円

➤ 病院（受診）の付き添い：2,000円+訪問看護料

➤ ご家族の希望による死後の処置（看取り後の死後の処置）を行った場合：10,000円

※ 他、要相談

※ 吸引器の貸し出し：1日300円 血糖測定（当方の機器使用時）：1回100円

(11) 料金のお支払い方法

➤ 集金

※ 原則、銀行引き落としとなります。

※ 希望により集金（現金）も可能です。

➤ 月末に締めて、次月の月初め（10日頃）に請求書をお渡しいたします。

(12) その他

- ◇ ご利用者の都合によりお休みまたはキャンセルの場合は、お早めにご連絡ください。キャンセルの連絡なく看護師が訪問した場合、実費相当のお支払い頂きますのでご了承下さい（医療保険、介護保険での訪問看護時と同様）。
- ◇ 当ステーションの都合で訪問日時の変更等が生じた場合、前もってご連絡し調整いたします。
- ◇ また当事業所職員に対し、言動での暴力が認められた場合や訪問看護利用料の未払いがある場合はサービス提供を中止します。

2. 緊急時の対応方法

- ◇ 24時間の緊急連絡体制をとっておりますので、いつでもご連絡して下さい。お電話で対応が難しいと思われる場合、看護師が訪問いたします。
- ◇ 訪問看護中に状態の変化など、緊急事態が発生した場合には主治医に連絡し往診を依頼、指示を仰ぎます。
- ◇ ご家族が不在の場合、また同居していない場合などは速やかにご連絡します。
※緊急連絡先：0985-72-8787（転送電話：当番の看護師に転送されます）

3. 情報（カルテ）開示について

- ◇ 情報の提供は、患者本人からの申請に基づき、患者本人への提供を原則といたします。但し、患者本人が合理的判断できない状態にある場合は又は未成年者の場合は次のその限りではありません。
- ◇ 情報の開示をご希望される場合には、ご相談ください。

4. 訪問の中止

- ◇ 利用料の滞納、拒否がある場合は訪問看護の中止、利用料の請求を行います。
- ◇ 当事業所職員に対し、暴力、ハラスメント言動が認められた場合、サービスの停止を行います。
- ◇ 従業員に感染症者が多数発生した場合、訪問を中止します。代替りのサービス事業所を速やかに手配いたします。

5. 虐待・身体拘束の防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等の為に、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(9) 虐待防止に関する責任者を選定しています。： 看護師 今東香奈

(10) 虐待防止・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

(11) 虐待防止・身体拘束等の適正化のための指針の整備をしています。

(12) 従業者に対して、虐待防止・身体拘束等の適正化のための定期的な研修を実施する等の必要な措置を講じます。

(13) 事業所は業所はご利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。

(14) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待等を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します

(15) 事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。

(16) やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、事前に十分な説明の上利用者又は家族等に同意を得るとともにその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録致します。

6. 感染対策の強化について

事業所において感染症等が発生し、または蔓延しないように次に掲げる措置を講じます。

- (5) 訪問看護職員等の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行います。
- (6) スタンダードプリコーション（標準予防策）を感染予防の基本指針とし感染予防に努めます。
- (7) 感染症対策の指針を整備し、対策と検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- (8) 職員に対し、感染症対策の指針の研修を定期的実施するとともにシミュレーションを行います。

7. ハラスメントについて

事業所は適切なサービス提供を確保する観点から、職員に対する次に示すハラスメントの防止のために必要な措置を講じます。

- (4) 身体的な力を使って危害を及ぼす行為（回避して危害を免れた場合含む）
＜パワーハラスメント・カスタマーハラスメント他＞
- (5) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり貶めたりする行為
＜パワーハラスメント・カスタマーハラスメント他＞
- (6) 意に沿わない性的な誘いかけ、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ
＜セクシュアルハラスメント＞

8. 業務継続に向けた取組の強化について

- (1) 感染等や非常災害発生において利用者にたいする指定訪問看護の提供を継続的に実施するための及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該事業業務計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

9. サービスに対する相談・苦情の窓口

- (1) 当訪問看護ステーション管理者 : 久保野イツ子 0985-72-8787
- (2) 当法人理事長 : 市原美穂 0985-53-6056
- (3) 当法人副理事長 : 久保野イツ子 0985-53-6056
- (3) 市町村の相談窓口・国民保険連合会の苦情相談窓口をご利用下さい。
 - ③ 宮崎市 健康福祉部 介護長寿課 : 0985-21-1777
 - ④ 国民健康保険団体連合会 : 0985-35-5301

10. 当法人の概要

- (1) 名称・法人の種別 認定特定非営利活動法人ホームホスピス宮崎
- (2) 代表者の役職・氏名 理事長 市原美穂
- (3) 法人事業
 - ◇ かあさんの家（曾師、生目台、月見ヶ丘）
 - ◇ 訪問介護ステーションぱりおん
 - ◇ みつばち診療所
 - ◇ 短期入所 leilei
 - ◇ 日中一時支援 ohana
 - ◇ 相談支援事業所 luana
 - ◇ カフェ游椿 たちばな学舎
 - ◇ 在宅ホスピス支援センター事業
 - ◇ 啓発及び情報収集事業
 - ◇ 暮らしの保健室

令和 年 月 日

利用者名
(代理)

続柄

令和7年4月1日

<利用料金>

【介護保険】
<基本利用料> (単位)

<要介護>

	サービス内容		単位	自己負担額		
				1 割	2 割	3 割
訪問看護Ⅰ 1	看護師 ※1	20 分未満	314	31	63	94
訪問看護Ⅰ 2		30 分未満	471	47	94	141
訪問看護Ⅰ 3		30 分以上 1 時間未満	823	82	165	247
訪問看護Ⅰ 4		1 時間以上 1 時間 30 分未満	1128	113	226	338
訪問看護Ⅰ 5	リハビリ	20 分※2	294	29	59	88
		40 分 (20 分×2 回)	588	59	118	176
訪問看護 15・2 超		60 分 (20 分の 90/100×3)	794	79	159	238

<要支援>

	サービス内容		単位	自己負担額		
				1 割	2 割	3 割
予防訪問看護Ⅰ 1	看護師 ※1	20 分未満	303	30	61	91
予防訪問看護Ⅰ 2		30 分未満	451	45	90	135
予防訪問看護Ⅰ 3		30 分以上 1 時間未満	794	79	159	238
予防訪問看護Ⅰ 4		1 時間以上 1 時間 30 分未満	1090	109	218	327
予防訪問看護Ⅰ 5	リハビリ	20 分※2	284	28	57	85
		40 分 (20 分×2 回)	568	57	114	170
予防訪問看護 15・2 超		60 分 (20 分の 90/100×3)	767	77	153	230

※1：准看護師の場合は 90/100

※2：20 分以上を 1 回とし週 6 回が限度 利用開始月から 12 月を超えて訪問する場合は 1 回につき 5 単位減算

➤ 夜間(18 時～22 時)・早朝(6 時～8 時)の場合 (25%加算) 深夜(22 時～翌朝 6 時)の場合(50%加算)

➤ 定期巡回型介護(連携型) 2,961 円/月(要介護 1～4) 3,761 円/月(要介護 5)

【介護保険】(要介護・要支援)

<加算>

(単位/月)

サービスコード	サービス内容	自己負担額			
		単位	1 割	2 割	3 割
緊急時訪問看護加算 (Ⅰ)	24 時間連絡体制にあつて必要に応じて緊急時に訪問した場合	600	60 円	120 円	180 円
緊急時訪問看護加算 (Ⅱ)		574	57 円	115 円	172 円
訪問看護特別管理加算 (Ⅰ)	・在宅悪性腫瘍若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている ・気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している ・上記の利用者に計画的な管理を行った場合	500	50 円	100 円	150 円
訪問看護特別管理加算 (Ⅱ)	・自己腹膜灌流、血液透析、酸素療法、中心静脈栄養法、経管栄養法、自己導尿、持続陽圧呼吸療法、自己疼痛管理、肺高血圧症患者指導管理を受けている ・人工肛門又は人工膀胱を設置している ・真皮を越える褥創 ・点滴注射を週 3 日以上行う必要がある 上記利用者に計画的な管理を行った場合	250	25 円	50 円	75 円
長時間訪問看護加算 /日	特別な管理が必要とする利用者に対して 1 時間 30 分を超えて訪問看護を提供した場合	300	30 円	60 円	90 円
訪問看護初回加算 (Ⅰ)	新たに訪問看護計画書を作成した場合 退院・退所した日に訪問看護を実施した場合	350	35 円	70 円	105 円
訪問看護初回加算 (Ⅱ)	退院・退所した翌日以降に訪問看護を実施した場合	300	30 円	60 円	90 円

訪問看護退院時共同指導加算		退院するに当たり、主治医その他職員と共同し、在宅での療養上必要な指導を行い、内容を文書により提供した場合 ※ただし、特別な管理（上記特別管理加算参照）を必要とする場合は2回／月	600	60 円	120 円	180 円	
複数名訪問看護加算（Ⅰ）		複数の看護師等がサービスを行った場合（1回につき）	30分未満	254	25 円	51 円	76 円
			30分以上	402	40 円	80 円	121 円
複数名訪問看護加算（Ⅱ）		看護師等と看護補助者がサービスを行った場合（1回につき）	30分未満	201	20 円	40 円	60 円
			30分以上	317	32 円	63 円	95 円
訪問看護ターミナルケア加算		亡くなった日を含め14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合	2,500	250 円	500 円	750 円	
看護・介護職員連携強化加算		介護職員が喀痰吸引等を実施する事を支援する場合	250	25 円	50 円	75 円	
看護体制強化加算（Ⅱ）	介護	事業所が提供するサービスの質を上げる為の取り組みを行っている事の評価	200	20 円	40 円	60 円	
	予防		100	10 円	20 円	30 円	
看護体制強化加算（Ⅰ）			550	55 円	110 円	165 円	
専門管理加算		専門の看護師が訪問した場合	250	25 円	50 円	75 円	
遠隔死亡診断補助加算		情報通信機器を用いた死亡診断の補助を行った場合	150	15 円	30 円	45 円	
口腔連携強化加算		口腔衛生状態や口腔機能の評価の実施、歯科医療機関及び介護支援専門員へ情報提供を行った場合	50	5 円	10 円	15 円	
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）		提供するサービスの質を上げるための取り組みを行っていることを評価する加算 （1回につき）	6	0.6 円	1.2 円	1.8 円	
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）			3	0.3 円	0.6 円	0.9 円	

【その他】

- ◇ 上記料金の算定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者の居宅支援計画に定められた目安を基準とします。利用者の状態に応じてケア内容に変更が生じた場合、利用者および介護支援専門員の了解の下で居宅支援計画が変更される場合があります。
- ◇ その他の費用
 - ※ 介護保険での給付範囲を越えた部分のサービス利用料金は、全額自己負担
 - ※ その他、オムツ、ガーゼなどは実費
 - ※ 死後の処置を行う場合、10,000 円（実費となります）
 - ※ ご連絡なくキャンセルにて看護師が訪問した場合、規定の交通費が発生

【医療保険】（単位：円）
《訪問看護基本料金》

＜月の初日の訪問の場合＞

	訪問看護基本療養費（Ⅰ）	機能強化型訪問看護管理療養費 3	費用総額	負担額		
				1 割	2 割	3 割
看護師	5,550 円	8,700 円	14,250 円	1,425 円	2,850 円	4,275 円
准看護師	5,050 円		13,750 円	1,375 円	2,750 円	4,125 円
リハビリ職	5,550 円		14,250 円	1,425 円	2,850 円	4,275 円

＜月の 2 日目以降 1 日につき＞訪問看護基本療養費＋管理療養費（2 日目以降）

	訪問看護基本療養費（Ⅰ）		管理療養費	費用総額	負担額		
					1 割	2 割	3 割
週 3 日目まで	看護師	5,550 円	3,000 円	8,550 円	855 円	1,710 円	2,565 円
	准看護師	5,050 円		8,050 円	805 円	1,610 円	2,415 円
	リハビリ職	5,550 円		8,550 円	855 円	1,710 円	2,565 円
週 4 日目以降	看護師	6,550 円	3,000 円	9,550 円	955 円	1,910 円	2,865 円
	准看護師	6,050 円		9,050 円	905 円	1,810 円	2,715 円
	リハビリ職	5,550 円		8,550 円	855 円	1,710 円	2,565 円

＜同一日に同一建物の居住者へ訪問する場合（2 人までの場合）の 1 日につき＞訪問看護療養費（Ⅱ）＋管理療養費

	訪問看護基本療養費（Ⅱ）		管理療養費	費用総額	負担額		
					1 割	2 割	3 割
同一建物に 2 人まで （週 3 日目まで）	看護師	5,550 円	3,000 円	8,550 円	855 円	1,710 円	2,565 円
	准看護師	5,050 円		8,050 円	805 円	1,610 円	2,415 円
	リハビリ職	5,550 円		8,550 円	855 円	1,710 円	2,565 円
同一建物に 2 人まで 週 4 日目以降	看護師	6,550 円	3,000 円	9,550 円	955 円	1,910 円	2,865 円
	准看護師	6,050 円		9,050 円	905 円	1,810 円	2,715 円
	リハビリ職	5,550 円		8,550 円	855 円	1,710 円	2,565 円

＜同一日に同一建物の居住者へ訪問する場合（3 人以上の場合）の 1 日につき＞ 訪問看護療養費（Ⅱ）＋管理療養費

	訪問看護基本療養費（Ⅱ）		管理療養費	費用総額	負担額		
					1 割	2 割	3 割
・ 同一建物に 3 人以上 （週 3 日目まで）	看護師	2,780 円	3,000 円	5,785 円	579 円	1,157 円	1,736 円
	准看護師	2,530 円		5,530 円	553 円	1,106 円	1,659 円
	リハビリ職	2,780 円		5,785 円	579 円	1,157 円	1,736 円
・ 同一建物に 3 人以上 週 4 日目以降	看護師	3,280 円	3,000 円	6,280 円	628 円	1,256 円	1,884 円
	准看護師	3,030 円		6,030 円	603 円	1,206 円	1,809 円
	リハビリ職	2,780 円		5,785 円	579 円	1,157 円	1,736 円

		費用総額	負担額		
			1 割	2 割	3 割
訪問看護基本療養費（Ⅲ） ／回	在宅に向けて外泊をしている入院患者のうち 別表第七・八に掲げる者・若しくは外泊に当 たり訪問看護が必要であると認められたもの	8,500 円	850 円	1,700 円	2,550 円

※在宅療養に備えた一時的な外泊に当たり、訪問看護が必要と認められたものは入院中に限り 1 回・別表第七・八に掲げるものについては 2 回算定可能

《訪問看護加算》（円）

			自己負担額			
			費用総額	1割	2割	3割
難病等複数回訪問加算 （同一建物に2人以下の場合）／日	特別訪問看護指示書にかかるもの別表第七・八に掲げる者の場合に算定	2回／日	4,500円	450円	900円	1350円
		3回以上／日	8,000円	800円	1,600円	2,400円
難病等複数回訪問加算 （同一建物に3人以上の場合）／日		2回／日	4,000円	400円	800円	1,200円
		3回以上／日	7,200円	720円	1,440円	2,160円
緊急訪問看護加算　／日	利用者やその家族等の緊急の求めに応じて、その主治医の指示に基づき、緊急に計画外の訪問看護を行った場合に1日につき1回限り算定	月14日目まで	2,650円	265円	530円	795円
		月15日目以降	2,000円	200円	400円	600円
長時間訪問看護加算 ／日	特別訪問看護指示書にかかるもの別表第七・八に掲げる者で長時間の訪問を要する者に対し、1回の訪問看護の時間が90分を超えた場合に週1日（15歳未満の超重症児又は準超重症児の場合にあっては週3日）を限度として算定		5,200円	520円	1,040円	1,560円
乳幼児加算 ／日	6歳未満の乳幼児に対して訪問看護を行った場合、1日につき算定	超重症児又は準超重症児・別表七・八に掲げるもの	1,800円	180円	360円	540円
		その他	1,300円	130円	260円	390円
複数名訪問看護加算 （同一建物に2人以下） ／日	利用者又はその家族の同意を得て、同時に複数の看護師等が訪問看護を行った場合に算定	看護師等（1回／W）	4,500円	450円	900円	1350円
		准看護師（1回／W）	3,800円	380円	760円	1,140円
		看護補助者（1回の訪問／日）	3,000円	300円	600円	1,800円
		（2回の訪問／日）	6,000円	600円	1,200円	1,800円
		（3回の訪問／日）	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円
複数名訪問看護加算 （同一建物に3人以上） ／日		看護師等（1回／W）	4,000円	400円	800円	1,200円
		准看護師（1回／W）	3,400円	340円	680円	1,020円
		看護補助者（1回の訪問／日）	2,700円	270円	540円	810円
		（2回の訪問／日）	5,400円	540円	1,080円	1,620円
		（3回の訪問／日）	9,000円	900円	1,800円	2,700円
夜間・早朝訪問看護加算	午前6時～午前8時・午後6時～午後10時までの時間帯に訪問看護を行った場合に算定		2,100円	210円	420円	630円
深夜訪問看護加算	午後10時～午前6時までの時間帯に訪問看護を行った場合に算定		4,200円	420円	840円	1,260円
24時間対応体制加算 ／月	常時対応できる体制にあり、利用者の同意を得た場合に、月1回に限り算定		6,800円	680円	1,360円	2,040円
特別管理加算（Ⅰ） ／月	特別な管理を必要とする利用者に対して訪問看護実施に関する計画的な管理を行った場合に、利用者の状態に応じ月1回に限り算定	・在宅悪性腫瘍若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている・気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している	5,000円	500円	1,000円	1,500円
特別管理加算（Ⅱ） ／月		重症度の低い利用者　在宅酸素	2,500円	250円	500円	750円
退院時共同指導加算 ／回	在宅での療養上必要な指導を病院と共同で行い、その内容を文書により提供した場合に、退院日に初回の訪問看護の実施時に1回に限り算定 ※厚生労働大臣が定める疾病等には2回算定可能		8,000円	800円	1,600円	2,400円
特別管理指導加算 ／回	退院時共同指導加算を算定する利用者のうち、特定の状態にある利用者に対して退院時共同指導を行う時に算定できる加算		2,000円	200円	400円	600円

退院支援指導加算 ／月	退院日に在宅での療養上必要な指導を行った場合に、退院日の翌日以降初日の訪問看護の実施日に1回に限り算定 ※長時間の訪問を要するものに関して	6,000 円 ※8,400 円	600 円	1,200 円	1,800 円
在宅患者連携指導加算 ／月	利用者又はその家族の同意を得て、保険医療機関と情報の共有を行うとともに、共有された情報を踏まえて療養上必要な指導を行った場合に月1回に限り算定	3,000 円	300 円	600 円	900 円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算 ／月	状態の急変や診療方針の変更等に伴い、開催されたカンファレンスに参加して、共同で利用者や家族に対し療養上必要な指導を行った場合に月2回に限り算定	2,000 円	200 円	400 円	600 円
情報提供療養費 ／月	利用者の同意を得て、市町村・保健所等に対して、当該市町村からの求めに応じ、訪問看護の状況を文書にて、保健福祉サービスに必要な情報を提供した場合に、月1回に限り算定	1,500 円	150 円	300 円	450 円
看護・介護職員連携指導強化加算 ／月	喀痰吸引等を行う『登録特定行為事業者』として登録している訪問介護事業所と連携し、訪問介護員が喀痰吸引等を実施することを支援することで算定	2,500 円	250 円	500 円	750 円
訪問看護医療 DX 情報活用加算 ／月	オンライン資格確認により利用者の診療情報を取得し訪問看護の実施時間に関する計画的な管理を行う	50 円	5 円	10 円	15 円
訪問看護ベースアップ評価料	医療関係職種に対する賃上げを実施するための評価	780 円	78 円	156 円	234 円
ターミナルケア療養費 1 (在宅または特別養護老人ホーム等)	在宅での終末期の看護の提供を行った場合、また主治医の指示により、利用者の死亡前 14 日以内に2回以上訪問看護を行い、かつ、訪問看護におけるターミナルケアの支援体制について、利用者及びその家族等 に対して説明したうえでターミナルケアを行った場合に算定	25,000 円	2,500 円	5,000 円	7,500 円
ターミナルケア療養費 2 (特別養護老人ホーム等で看取り介護加算を未算定)		10,000 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円

【医療保険】精神科（単位：円）

＜基本料金＞

精神科訪問看護基本療養費（Ⅰ）：同一建物居住者以外に対して精神科訪問看護を行った場合

精神科訪問看護基本療養費（Ⅲ）：同一建物居住者に対して精神科訪問看護を行った場合

＜月の初日の訪問の場合＞

		精神科訪問看護基本療養費 （Ⅰ）・（Ⅲ）	機能強化型訪問看護管理療養費 3	費用総額	負担額		
					1 割	2 割	3 割
30分以上	保健師 看護師 作業療法士	5,550 円	8,700 円	14,250 円	1,425 円	2,850 円	4,275 円
	准看護師	5,050 円		13,750 円	1,375 円	2,750 円	4,125 円
30分未満	保健師 看護師 作業療法士	4,250 円	8,700 円	12,950 円	1,295 円	2,590 円	3,885 円
	准看護師	3,870 円		12,570 円	1,257 円	2,514 円	3,771 円

【月の2日目以降】

＜同一建物居住者以外に訪問する場合＞

精神科訪問看護基本療養費（Ⅰ）＋管理療養費（2日目以降）

＜同一日に同一建物の居住者へ訪問する場合（週3日目まで）＞

精神科訪問看護基本療養費（Ⅲ）＋管理療養費（2日目以降）

		精神科訪問看護基本療養費 （Ⅰ）or（Ⅲ）	管理療養費	費用総額	負担額		
					1 割	2 割	3 割
週3日目まで （同一建物に同一日に 2人まで）	保健師 看護師 作業療法士 准看護師	5,550 円／回（30分以上）	3,000 円／日	8,550 円	855 円	1,710 円	2,565 円
		4,250 円／回（30分未満）		7,250 円	725 円	1,450 円	2,175 円
		5,050 円／回（30分以上）		8,050 円	805 円	1,610 円	2,415 円
		3,870 円／回（30分未満）		6,870 円	687 円	1,374 円	2,061 円
週3日目まで （同一建物に同一日に 3人以上）	保健師 看護師 作業療法士 准看護師	2,780 円／回（30分以上）	3,000 円／日	5,780 円	578 円	1,156 円	1,734 円
		2,130 円／回（30分未満）		5,130 円	513 円	1,026 円	1,539 円
		2,530 円／回（30分以上）		5,530 円	553 円	1,106 円	1,659 円
		1,940 円／回（30分未満）		4,940 円	494 円	988 円	1,482 円

＜同一建物居住者以外に訪問する場合＞

精神科訪問看護基本療養費（Ⅰ）＋管理療養費（2日目以降）

＜同一日に同一建物の居住者へ訪問する場合（週4日目以降）＞

精神科訪問看護療養費（Ⅲ）＋管理療養費（2日目以降）

		精神科訪問看護基本療養費 （Ⅰ）or（Ⅲ）	管理療養費	費用総額	負担額		
					1 割	2 割	3 割
週4日目以降 （同一建物に同一日に 2人まで）	保健師 看護師 作業療法士 准看護師	6,550 円／回（30分以上）	3,000 円／日	9,550 円	955 円	1,910 円	2,865 円
		5,100 円／回（30分未満）		8,100 円	810 円	1,620 円	2,430 円
		6,050 円／回（30分以上）		9,050 円	905 円	1,810 円	2,715 円
		4,720 円／回（30分未満）		7,720 円	772 円	1,444 円	2,216 円
週4日目以降 （同一建物に同一日に 3人以上）	保健師 看護師 作業療法士 准看護師	3,280 円／回（30分以上）	3,000 円／日	6,280 円	628 円	1,256 円	1,884 円
		2,550 円／回（30分未満）		5,550 円	555 円	1,110 円	1,665 円
		3,030 円／回（30分以上）		6,030 円	603 円	1,206 円	1,809 円
		2,360 円／回（30分未満）		5,360 円	536 円	1,072 円	1,608 円

		費用総額	負担額		
			1 割	2 割	3 割
精神科訪問看護基本療養費（Ⅳ）	在宅に向けて外泊をしている入院患者のうち別表第七・八に掲げる者・若しくは外泊に当たり訪問看護が必要であると認められたもの	8,500 円	850 円	1,610 円	2,550 円

※在宅療養に備えた一時的な外泊に当たり、訪問看護が必要と認められたものは入院中に限り1回・別表第七・八に掲げるものについては2回算定可能

【医療保険】（単位：円）
 ≪精神科訪問看護加算≫（円）

				自己負担割合		
		費用総額		1 割	2 割	3 割
精神科難病等複数回訪問加算 （同一日に同一建物に2人までの場合）／日	精神科特別訪問看護指示書にかかるもの別表第七・八に掲げる者の場合に算定	2回／日	4,500 円	450 円	900 円	1,350 円
		3回以上／日	8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円
精神科難病等複数回訪問加算 （同一日に同一建物に3人以上の場合）		2回／日	4,000 円	400 円	800 円	1,200 円
		3回以上／日	7,200 円	720 円	1,440 円	2,160 円
精神科緊急訪問看護加算 1回／日	利用者やその家族等の緊急の求めに応じて、その主治医の指示に基づき、緊急に計画外の訪問看護を行った場合に1日につき1回限り算定	月14日目まで	2,650 円	265 円	530 円	795 円
		月15日目以降	2,000 円	200 円	400 円	600 円
長時間精神科訪問看護加算 ／日	特別訪問看護指示書にかかるもの別表第七・八に掲げる者で長時間の訪問を要する者に対し、1回の訪問看護の時間が90分を超えた場合に週1日を限度として算定		5,200 円	520 円	1,040 円	1,560 円
精神科複数名訪問看護加算 （同一日に同一建物に2人以下）／日	利用者又はその家族の同意を得て、同時に複数の看護師等が精神科訪問看護を30分以上行った場合に算定 ※看護補助者が同行の場合は週に1日限り算定	看護師等（1回/日）	4,500 円	450 円	900 円	1,350 円
		（2回/日）	9,000 円	900 円	1,800 円	2,700 円
		（3回以上/日）	14,500 円	1,450 円	2,900 円	4,350 円
		准看護師（1回/日）	3,800 円	380 円	760 円	1,140 円
		（2回/日）	7,600 円	760 円	1,520 円	2,280 円
		（3回以上/日）	12,400 円	1,240 円	2,480 円	3,720 円
		看護補助者	3,000 円	300 円	600 円	900 円
精神科複数名訪問看護加算 （同一日に同一建物に3人以上）／日		看護師等（1回/日）	4,000 円	400 円	800 円	1,200 円
		（2回/日）	8,100 円	810 円	1,620 円	2,430 円
		（3回以上/日）	13,000 円	1,300 円	2,600 円	3,900 円
		准看護師（1回/日）	3,400 円	340 円	680 円	1,020 円
		（2回/日）	6,800 円	680 円	1,360 円	2,040 円
		（3回以上/日）	11,200 円	1,120 円	2,240 円	3,360 円
		看護補助者	2,700 円	270 円	540 円	810 円
夜間・早朝訪問看護加算	午前6時～午前8時・午後6時～午後10時までの時間帯に訪問看護を行った場合に算定		2,100 円	210 円	420 円	630 円
深夜訪問看護加算	午後10時～午前6時までの時間帯に訪問看護を行った場合に算定		4,200 円	420 円	840 円	1,260 円
24時間対応体制加算 ／月	常時対応できる体制にあり、利用者の同意を得た場合に、月1回に限り算定		6,800 円	680 円	1,360 円	2,040 円
特別管理加算（Ⅰ） 1回／月	特別な管理を必要とする利用者に対して訪問看護実施に関する計画的な管理を行った場合に、利用者の状態に応じ月1回に限り算定	・在宅悪性腫瘍若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている ・気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している	5,000 円	500 円	1,000 円	1,500 円
特別管理加算（Ⅱ） 1回／月		重症度の低いもの 在宅酸素等	2,500 円	250 円	500 円	750 円
退院時共同指導加算	在宅での療養上必要な指導を病院と共同で行い、その内容を文書により提供した場合に、初日の訪問看護の実施時に1回に限り算定		8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円
特別管理指導加算 ／回	退院時共同指導加算を算定する利用者のうち、特定の状態にある利用者に対して退院時共同指導を行う時に算定できる加算		2,000 円	200 円	400 円	600 円
退院支援指導加算 ／回	退院日に在宅での療養上必要な指導を行った場合に、退院日の翌日以降初日の訪問看護の実施日に1回に限り算定		6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円

在宅患者連携指導加算 1 回／月	利用者又はその家族の同意を得て、保険医療機関と情報の共有を行うとともに、共有された情報を踏まえて療養上必要な指導を行った場合	3,000 円	300 円	600 円	900 円	
在宅患者緊急時等カンファレンス加算 ／回	状態の急変や診療方針の変更等に伴い、開催されたカンファレンスに参加して、共同で利用者や家族に対し療養上必要な指導を行った場合に月 2 回に限り算定	2,000 円	200 円	400 円	600 円	
情報提供療養費 1 回／月	利用者の同意を得て、市町村・保健所等に対して、当該市町村からの求めに応じ、訪問看護の状況を文書にて、保健福祉サービスに必要な情報を提供した場合	1,500 円	150 円	300 円	450 円	
精神科重症患者支援管理連携加算	病院から在宅療養に移行できるよう推進する観点から、精神疾患の病状が不安定な患者等を対象に訪問看護ステーションの職員が保険医療機関と連携して行う訪問看護を評価するための加算 ③ 1 年以上の入院歴を有するもの ④ GAF40 以下のもの	①+②の両方に該当	8,400 円	840 円	1,680 円	2,520 円
		①又は②のいずれかに該当	5,800 円	580 円	1160 円	1,740 円
ターミナルケア療養費 1 (在宅または特別養護老人ホーム等)	在宅での終末期の看護の提供を行った場合、また、主治医の指示により、利用者の死亡前 14 日以内に 2 回以上訪問看護を行い、かつ、訪問看護におけるターミナルケアの支援体制について、利用者及びその家族等 に対して説明したうえでターミナルケアを行った場合に算定	25,000 円	2,500 円	5,000 円	7,500 円	
ターミナルケア療養費 2 (特別養護老人ホーム等で看取り介護加算を未算定)		10,000 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円	
訪問看護ベースアップ評価料	医療関係職種に対する賃上げを実施するための評価	780 円	78 円	156 円	234 円	
訪問看護医療 DX 情報活用加算 ／月	オンライン資格確認により利用者の診療情報を取得し訪問看護の実施時関する計画的な管理を行う	50 円	5 円	10 円	15 円	